

## 小規模多機能型居宅介護に係る高い報酬の設定について

### 1 経緯

地域密着型サービスについて、市町村が独自の高い報酬の算定基準を設定する場合の手続きについては、平成 19 年 6 月 28 日付け厚生労働省通知「指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」(以下、「独自報酬通知」という)によることとされている。

練馬区では、平成 20 年 4 月から小規模多機能型居宅介護について独自の高い報酬を設定したが、これに関しては平成 21 年 3 月までの適用であった。

平成 21 年 3 月 13 日付けで独自報酬通知の改正があり、平成 24 年 3 月までの設定に関する手続きが示された。そこで、平成 21 年 10 月から事業所が市町村独自の高い報酬を算定できるよう、上限を 1,000 単位とした報酬の算定基準の設定を目指すこととする。

### 2 報酬の設定等の検討について

区では、第四期においても、小規模多機能型居宅介護について、利用者がより良いサービスを受けることができるよう、また、この事業の整備を進めるために、区独自報酬加算の適用を検討した。独自報酬基準案の策定にあたっては、区内の小規模多機能型居宅介護事業者の協力を得て「地域密着型サービス事業研究会」において意見交換を行った。

なお、同時に独自報酬加算の対象とされている夜間対応型訪問介護は、事業者の要望により、独自報酬の設定よりも利用者数の増加が優先と判断し、検討は行わなかった。

地域密着型サービス事業研究会参加者

- ・小規模多機能型居宅介護事業者（開設予定も含む） 5 事業者

- ・地域密着型サービス事業者

認知症対応型通所介護事業者 2 事業者

認知症対応型共同生活介護事業者 3 事業者

夜間対応型訪問介護事業者 1 事業者

- ・保険者

高齢社会対策課 / 介護保険課 / 在宅支援課 / 練馬総合福祉事務所 / 大泉総合福祉事務所

### 3 練馬区小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準（案）

資料5 - 2のとおり

### 4 独自報酬加算適用までの予定

平成 21 年 5 月 28 日 地域密着型サービス運営委員会の意見聴取

平成 21 年 6 月中 練馬区小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準決定

平成 21 年 6 ~ 7 月 介護保険運営協議会・特別委員会等報告

平成 21 年 7 月末まで 厚生労働省へ独自報酬基準認定申請

平成 21 年 9 月 独自報酬基準の内容公表および関係事業者への周知

平成 21 年 10 月以降 独自報酬の算定開始

## 参考

### 介護保険法第 78 条の 4 第 4 項

：「市町村は、第 1 項及び第 2 項（略）の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。」

### 同条第 5 項

：「市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。」

厚生労働省告示第 85 号（平成 21 年 3 月 13 日）

### 別表

#### 3 小規模多機能型居宅介護費

小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（一月につき）

300 単位、200 単位又は 100 単位のうち市町村が定める単位数

- 注 1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。
- 2 注 1 の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。
- 3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、1,000 単位を超えない範囲内でなければならない。